

ヘルス・サイコロジスト

Health Psychologist

No.52 2010年6月

アングル

日本健康心理学会の 一般社団法人化について

「任意団体」から「法人」へ

日本健康心理学会理事長

織田正美



日本健康心理学会の「一般社団法人化」（以下、法人化）については、2008年9月の理事会および総会において、2009年4月をめぐり民法に規定された新法人法に基づいて法人化することが承認されています。その後約1年半の間、本学会を任意団体から法人にすることについて、常任理事会等において弁護士（法人法関係）、司法書士（定款作成の実務家）、公認会計士等の専門家と数次にわたって相談しつつ、慎重に審議を続け、その経過について理事会、総会にて随時報告してきました。

以上のことを踏まえ、2010年3月28日に開催された理事会において、弁護士・司法書士・公認会計士等の出席のもとに全会一致で、日本健康心理学会を来る2010年7月1日をめぐりに「一般社団法人化」することが決議され、それに伴う「定款」の内容についても主に司法書士から説明がなされ、承認されました。

また先般（2010年4月16日）、本学会の学会員全員に依頼文書の形で、これまでの審議の経過と7月1日より法人化することおよび定款を送付し、周知いたしました。

法人化することによって、いくつかの大きなメリットが得られます。

第一に法人格を持つことにより、当学会の社会的な信用やディングニテイが格段に高まる点です。併せて、学会内部の会員の「凝集性」も高まると考えられます。さらに本学会は「健康心理士」の資格を認定しています（現在約半数の学会員が資格を持っています）が、法人認定の資格となれば、社会的な地位・身分がより高くなる点が期待されます。

第二に、行政からの事業委託や補助金・助成金を受けやすくなります。民間団体からの助成金についても同様で、それによって本学会の財政基盤がよりいっそう安定するという効果があります。従来の任意団体とし

ての本学会は、行政や省庁との連携・協力がほとんどないという弱点がありました。この点が法人化によって改善されると考えられます。

第三は、学会事務員の採用において優秀な人材を募ることができることです。昨今の採用難や人材不足を考えると、これも法人化の大きなメリットの一つであるといえます。

こうしたメリットを生かすためにも、社会的信用の裏づけとして、学会内部の事務上の管理の強化が必要となります。たとえば、会計法に則った厳正な事務・経理・決算処理や書類の作成、新たな法人の代議員、社員、役員 の選挙規定や各種委員会規定の作成なども行わねばなりません。そのため経過措置として、定款に附されているように現職の役員が、2011年8〜9月ごろに予定されている「社員総会」まで留任することも決議されました。

本学会が創立以来23年目を迎えた今日、任意団体から「一般社団法人」として民法上の法人格を有することによって、名実ともに学会のアイデンティティが確立され、今後は学会のみならず、「健康心理学」という学問が、よりいっそう発展・普及していくことを期待しています。